

令和2年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第9日（令和2年6月23日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 9番  | 細川博史君 |
| 10番 | 前田晃君  | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 技幹   | 浅利優美君 |
| 主事補    | 岡田大知君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|        |       |                        |       |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 市長     | 泥谷光信君 | 副市長                    | 磯脇堂三君 |
| 企画財政課長 | 横山英幸君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 中津健一君 |

|             |         |                      |         |
|-------------|---------|----------------------|---------|
| 消 防 長       | 宮上 眞澄 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 味元 博文 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 山下 育 君  | 教 育 長                | 弘田 浩三 君 |
| こども未来課長     | 伊藤 牧子 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和2年土佐清水市議会定例会6月会議、第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） おはようございます。議会会派みらいの谷口佳保でございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従って一問一答にて一般質問をさせていただきます。

質問の前に、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された方、御家族、関係者の皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

本市での感染者は確認されておりませんが、感染拡大防止に日々御尽力され、闘ってくださっている市民の皆様には深く感謝を申し上げます。

今回は、平成26年10月1日より実施している、高齢者肺炎球菌感染症予防接種について質問させていただきたいと思います。

肺炎は現在、がん、心疾患に次いで日本人の死因の第3位で、肺炎で命を落とす方は年間約12万人に達しているそうです。そのうち96%が65歳以上の高齢者、高齢化率の高い本市では、65歳以上はまだまだ若手ですが、年齢とともに抵抗力、免疫力は低下します。日頃、元気で健康的な毎日を送っている方でも、年を取ると体調の変化など、ちょっとしたことがきっかけで肺炎を起こしやすくなり、高齢になればなるほど急激に症状が悪化する可能性も高まるようです。65歳以上の方にとって、肺炎は決して軽視できない疾患です。肺炎を起こす原因菌で最も多いのが肺炎球菌で、肺炎の4分の1から3分の1を占めているそうです。肺炎球菌というのは、体の中に入ると退治するのが難しい細菌で、短時間のうちに重症化しやすい危険な細菌でもあります。

肺炎予防の1つである予防接種。この高齢者肺炎球菌感染症予防接種は、法律に基づき市町村が実施しなければならない定期予防接種ですが、対象の方が接種しなければならないという義務はなく、あくまで対象者である御本人が接種を希望する場合のみ受けることができるとされています。

この定期予防接種ですが、対象となる高齢者の方々にとってはどのような制度なのか、分かりづらいようですので今回質問させていただくことにしました。今現在、本市では対象者が何名いらっしゃって、また、既に何名の方が接種されているか、健康推進課長にお伺いいたします

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

高齢者肺炎球菌感染症につきましては、平成26年10月から定期接種が開始され、当初は平成30年度までの5年間の時限措置とされていましたが、その後、令和5年度までのさらに5年間、時限措置が継続されることとなっております。

定期接種の対象となる方は、4月2日から翌年4月1日までの間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方と60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方が対象となっておりますが、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種された方は自費で接種した方も含め定期接種の対象外となっております。

対象者数と接種された方の人数ですが、まず、令和2年度の対象者は907人となっております。接種された方の人数は、定期接種として追加されたのは平成26年度からになりますが、その前年の平成25年度には、任意予防接種として76歳から101歳までの5年刻みの方を対象に接種に係る費用について市から6,500円を助成しておりましたので、平成25年度も含め、令和元年度までの7年間の合計でお答えいたします。

平成25年度から令和元年度までで対象者数は8,791人、接種された方は2,878人で接種率は32.7%となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

厚生労働省の制度より、本市独自で助成されていたというのは、きっと市長の命を守る公約の中の1つであるのではないかと感じております。

この予防接種について、対象者である高齢者の方が理解しづらい点が2点あると思います。

まず、対象者が5歳刻みであるということと、自費で接種された方は対象外である、この2点だと考えます。対象者が5歳刻みという点で、5年ごとに接種しなければならないと思われる方が多くいらっしゃるようです。この通知の文書なんですけれども、こちらのほうにも65歳から5歳刻みの年齢が書かれております。なので、高齢者の方は手に取ったときに5歳ごとに接種しなければならないと思うのかなと思うのですが、きっと厚生労働省の考えでは、今年度61歳になる方が、5年後、61歳、62歳、63歳、64歳、5年後に65歳になったときに対象者になって、65歳のときにこの予防接種が受けられる対象になるので、対象者を5歳刻みにすることで、今年度61歳の方からそれ以降の年齢の方は、皆さん接種がし終わるという考えではないのかなと思うのですが、それで5年間の時限措置になっているのではないかと思います。これを高齢者の方は、予防接種の接種したワクチンの効果が5年間しなくて、5年ごとに接種しなければならないと勘違いされている方が多くいらっしゃるようです。

もう一つの問題点は、自費接種の方は対象外となるという点です。これについては、この制度が始まる前、もしくは対象年齢になる前に接種された方は、自分自身の予防のために自費接種していたのに、一度でも自費で接種された方は対象外になってしまうということですが、その理由について通知文書等にも、どこにも理由が載ってなく戸惑っているようです。

接種可能な市内の医療機関に確認して自費接種の金額を調べてみたところ、金額も医療機関によって多少の違いがありましたが、自費接種の場合は最低でも7,000円かかるようです。

4月1日付で本市の高齢者肺炎球菌感染症予防接種の対象者宛てに送付された文書を見せていただくと、対象者の枠に、先ほど健康推進課長にお答えいただいた対象者と黒枠で御注意と書かれて、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン23価を接種したことがある方は対象外です。で、米印で自費で接種した場合も対象外です、と書かれてあります。

ですが、自分自身の健康管理、肺炎予防のために、制度前、または対象年齢以外の年齢に自費接種された方が対象外となる理由について、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

5年以内に再接種すると、初回接種よりも注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応の確率が高くなり、程度も強くなることが報告されておりますし、自費のみで任意による接種を受けら

れた方につきましては市ではその情報が把握できず、正確な接種間隔の把握もできないこと、さらには、国の予防接種ガイドライン等検討委員会におきまして、再接種については国内外で明確な科学的根拠がないため、現時点では再接種を行わないと判断されておりますので、自費で一度接種された方は公費で接種できないこととなっております。

なお、自費で再接種をする場合には、かかりつけの医師に相談し、その必要性を慎重に考慮した上で、前回の接種から十分な間隔を確保して行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

任意で接種された方の情報が市では把握し切れないというのは、公費を利用していないので、仮に接種されていても市には医療機関から請求が来ないので接種したかどうかは把握できないということでもよろしかったですかね。なので、本来なら対象外である自費接種をされた方にも、この通知文書が届くという理解でもよろしかったですか。健康推進課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） はい、そのとおりです。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

通知の文書の中には、この通知の案内と、今課長に答えていただいた副反応についても裏表両面刷りで、確かに副反応について書かれてあるのですが、きっと高齢者の方は、この通知文書だけを見て、なかなか2枚目の説明書きは見られてないんじゃないかなと思います。

確かにこの質問をするに当たっていろいろ調べてみますと、接種の必要性とか接種間隔は一人一人の健康状態によって異なるようです。また、医師によっても接種の間隔が6年後とか7年後とか、それぞれ接種間隔にも違いがあるようです。ですので、現時点で接種を行わないと判断されているのかと思いますが、この高齢者肺炎球菌感染症予防接種について、どのような周知をされているかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

広報、ホームページに掲載し周知を行うほか、対象者の方には4月に個別で通知を送付して

おります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

4月の広報とさしみずの記事を確認しましたが、対象者に通知された文書よりも紙面が小さくなって、文字も小さくなって、高齢者にはなかなか分かりにくいのではないかなと感じました。また、ホームページに掲載されているものは、この予防接種のことについて理解できている方が見るには物すごく分かりやすく、簡潔に掲載されていました。

ですが、対象となる高齢者の方が、果たして本市のホームページを何名見てくださっているかなというのは感じました。伝えたい相手が変われば、その情報の発信方法や表現方法も変えてみるべきではないかと思います。

本市の対象者の表記は、先ほどから何度も出てきておりますが、接種日において土佐清水市に住民登録があり、次のいずれかを満たす方。令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に65歳から5歳刻みで100歳まで。2として、先ほど課長に御答弁いただいた、60歳から65歳未満で免疫の機能に障害を有する方。その下に御注意と注意書きがあって、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン23価を接種したことがある方は対象外です。自費で接種した場合も対象外です。接種回数は1回と掲載されて周知されております。

南国市の高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種の資料を見せていただくと、年度中に以下の年齢になる方で、かつ過去一度も接種したことの無い方というふうに書かれて、その下に65歳から100歳までの5歳刻みの年齢を掲載されておりました。さらに米印で予防接種法で接種対象になるのは生涯で1回だけですので、対象の方は期限内に接種することをお勧めします、と一文添えられておりました。きっとこれは今のところ5年間の時限措置なので、生涯に1回だけという表記になっているのかと思いますが、同じ制度の内容説明ですが、対象者にとって伝わりやすい表現をすることで、対象者の理解や接種率向上につながるのではないかと思いますので、対象者はもちろんですが、対象でない方も含め、1人でも多くの方にこの制度を理解していただいて接種される方が増えるように、他市町村の周知方法などを参考にして、より分かりやすい情報提供に努めていただきますようお願いして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

次に、昨日の一般質問の中でも、弘田議員、前田議員、吉村議員が特別定額給付の迅速な対応に感謝の言葉を述べておられました。本当に本市の給付金の給付は迅速に対応され、市民の方の喜びの声をたくさん耳にしております。また、申請に当たっては、吉村議員も昨日おっし

やっておりましたが、区長場の皆さん、郵便局、民生委員、隣近所、地域のみinnで声を掛け合って申請されたことに、本当に頭が下がる思ひです。

私たち議会会派みらいでは、コロナ対策につきまして、7項目になる提言書を4月20日付で市長宛てに提出させていただきました。県内では2月29日に1例目の感染確認をして、会派みらいが市長宛てに提言書を提出する4月20日までの背景には、幡多郡内での感染者の確認や小中学校の休校延長、クラスター発生、多くの人が行き交う大型連休前で非常に張り詰めた空気が流れておりました。

高知県をはじめとし、本市でも外出自粛要請や極力可能な限り人と人との接触を減らす要請の依頼が出ていたところ、私たち議会会派みらいの6名は、私たち議員に何ができるか、異例の緊急事態に何をすべきか、感染対策に細心の注意を払いながら何度も会を重ね、それぞれ収集してきた市民の声を共有しながら提言書を作成し、提出に至りました。

ここで、提言書の内容を読ませていただきます。

国は令和2年4月16日、新型コロナウイルスの感染者数増加に対応する緊急事態宣言を発出し、外出自粛要請が可能となりました。状況は深刻度を増しており、市民の不安は日々高まっています。つきましては、会派として提言を取りまとめましたので、大変お忙しい中、恐縮ではございますが検討をお願いいたします。

- 1、行政執行部と市議会との情報共有の重要性を鑑み、情報交換の推進に努めること。
- 2、SNSによるデマや風評被害の拡散防止のためにも、市民への情報提供及び広報活動を積極的に展開すること。防災行政無線の活用と広報車による巡回啓発活動。
- 3、市役所庁内に新型コロナウイルス対策支援相談窓口の専任部署を設置すること及び公的支援、暮らしを守る支援制度の周知徹底を図ること。
- 4、新型コロナウイルスに起因した失業に対する雇用の確保及び所得支援をすること。
- 5、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業要請及び休業した事業所に給付金を支給すること。
- 6、緊急事態宣言の期間中は、県外より本市への不要不急の観光客を含む移動の自粛徹底を図ること。
- 7、本市より新型コロナウイルス感染症感染者が確認された場合、差別や偏見が広がることのないよう努めること。

以上、7つの提言をさせていただきました。

今回は、その中の4つのことについて市長に質問させていただきます。

まず1点目は、市役所庁内に新型コロナウイルス対策支援相談窓口の専任部署を設置すること及び公的支援、暮らしを守る支援制度の周知徹底を図ることについて、どのような対応をさ

れたかお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の前田議員の質問でもお答えをしたのですが、本当に2月の終わりに感染者が出まして、それから県を挙げて抑え込みといいますか、対策をしたわけでありましたが、昨日も言いましたが、やっぱり3月20日からの3連休、あそこで少し安心して気が緩んだかなど。これは県のほうでもそういうふうに総括をしているんですが、そこで緩んだのがやはり4月の中旬から宿毛のクラスターを含めて、高知県全下、最終的に74人の方が感染され、もう既に71人は復帰をし、また3人の方が不幸にも亡くなられたわけでありまして、そういうさなか、市といたしましても、やはり幡多福祉保健所を中心にいたしまして、もう6人の市町村長が集まることができませんので、オンライン会議というのを定期的にやりまして、また最前線で活躍をしていた副部長で医師の方なんですけど、家保副部長にもいろいろウェブでのミーティングとかいろんな指導も頂きながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けての取組をしてきたわけでありまして。ちょうど会派みらいからの提言があった4月20日、これは一番ウイルスが猛威を振るっていたときでありまして、その前には新風会からのほうからも経済対策とか市民への啓発についての提言も頂いておりまして、本当に議会と執行部がやはり連携をして、協力してやっていくのが基本でありますし、大変皆さんからの御提言についてはしっかりと受け止めて対策を講じてきたところです。

今、7点について要望がありました。7つの提言については重大に受け止めて対応したわけでありまして、ただ窓口の一元化ということについては、そのこの窓口で感染リスクが集中しますので、やはり分散して窓口はたらい回しにするとか一元化をしながらも、各課で連携しながらリスク分散して取り組んできたわけでありましたので、これは御理解をいただきたいと思っておりますし、また、新型コロナウイルス対策本部というのを私が本部長で設置いたしまして、この間、節目節目で会議をしておりますし、また、一律10万円の定額給付金については本当にスピード感を持っていこうということで、副市長が本部長になって、福祉事務所長が副本部長、そういった各課が集まって取り組んでいた成果だと思います。国のシステム構築が遅れましたので、なかなかそれを待っていたら間に合わんということで、総務課の電算室のほうで独自でシステムを組み立てて、アナログというか、発送して、それで提出してもらって給付するというアナログな作業でやりましたので、大変職員には残業というか朝まで徹夜でやった日もありましたので迷惑をかけましたが、何とかスピーディーにいったのではないかと思います。一元化については、そういうことで分散型でやってきたということを御理解をいただきたいと思っておりますし、各課に相談があった場合には、相談内容に応じて各課に連れていって



いただいて手続をするという、そんな形での必要な支援に努めたところであります。また、やはり情報の発信というのが必要ということで、広報とかホームページで周知を行っていましたが、やはり防災無線を使って、会派みらいの方からも防災行政無線の活用と広報車による巡回啓発をしてはどうかという提言も頂いておりましたが、私自らがマイクを握って啓発を呼びかけた、そういう取組もやってきたところでもありますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルスに起因した失業に対する雇用の確保及び所得支援をすることについて、昨日からテルメの雇用の件などいろいろ出てきておりますが、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日もテルメの件については雇用最優先した取組ということで、指定管理者制度の再募集を行ったり、ハローワークを通じて説明を行ったり、そういう取組をしてまいりました。十分ではなかったと反省しておりますが、これからもあらゆる手段を講じて、テルメの存続、雇用の確保、これの対応を努力していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） では次に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業要請及び休業した事業所に給付金を支給することについて。こちらも昨日から市の対応が大変早くて、高く皆さんに評価されている定額給付金や休業要請の協力金、また今後、市としてどのような支援をお考えかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の弘田議員の質問でもお答えいたしましたが、この一律10万円の定額給付金のほうは、もう98%ぐらいの方に支給しておりますので、全ての市民の皆様にご給付できるように、これからも努力していきたいと思っております。それから5月会議で予算化した協力金につきましても、市の分は既に支給しておりますが、県の協力金のほうはまだ届いてないという声もありますので、県のほうには至急取り組んでいただくように、また併せて要望しておきたいと思っております。

また、新たな予算につきましては、今回10事業で2億5,000万円規模のコロナ対策の予算を組んでおりますし、今日一般質問が終われば、追加予算案をまた上程しますので、何とぞ御審議のほどお願いいたします。

ただ、国からの臨時交付金の2兆円も、まだ市の配分額が決まっておりませんし、中身もまだ精査しなければなりませんので、できれば7月も会議を開いていただき、追加で経済対策を中心に、またこれからは台風のシーズンになりますので避難所の充実、そういったものを中心とした予算を計上する予定となっておりますので、どうか御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

次の質問の答えと同じ答えを頂きましたので、経済回復を図るのに予算化をまたされるということでしたので、ありがとうございます。次の質問は割愛させていただきたいと思います。

昨日の夜、携帯電話でデジタルニュースを見てみると、こんな記事がありました。高く狭い都心、テレワーク時代も住む。進む地方移住という記事がありまして、新型コロナウイルスをきっかけに働き方や生活が変わる中、都市部から地方へ移住を考える人が増えている。これまで人口減対策として移住を促進してきた自治体や支援団体は、移住への関心の高まりにウェブを使ったオンライン見学会などで対応している。大体、都心部で親子3人暮らしで家賃23万円。1か月に家賃23万円払って何でこんな狭いところにとというのが出てまして、コロナの影響で4月以降仕事が在宅でテレワーク中心に切り替わった。自宅で過ごす時間が増え、高い家賃で何でこんな狭いところに住んでいるんだと気づいた。在宅勤務は今後も続く予定で、都心にこだわる必要性を感じなくなった。都心は電車も混むし、自然に囲まれた地方に住もうという方が、今多くいらっしゃるようです。なので、コロナのピンチはチャンス、本市には空き家もたくさんありますし、何ととっても気候もいいですし、食べ物も人も海も山も川も自然もどこよりも抜群だと思っております。コロナのピンチをチャンスに変えて、今後本市がますます発展することを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時42分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 皆さんおはようございます。

一般質問の前に、先日の高知新聞で議会運営に関わって気になる記事が載っていましたので、ちょっと紹介していきたいと思います。

これは6月13日の記事であります。奈半利町議会、質問2人だけ、町民やる気あるのかということで載っていました。この記事を読みますと、「ふるさと納税を巡る汚職事件で揺れる安芸郡奈半利町で12日、6月定例会の一般質問が行われた。制度を担う中心的な職員が逮捕され、町による国への虚偽申告も発覚する中、登壇したのは議員10人のうち、わずか2人。昼前には終わる追求の緩さに町民から「やる気があるのか」と怒りの声が上がった」とのことです。まあ確かにそう言われるかなと思っておりますが、  
.....  
.....私は、そう言われることのないように、市民の声としての職責を全うしていきたくと思います。ということで、会派市民のこえの岡本詠でございます。今回もこれまで同様、市民生活の向上と市政発展の一助となりますよう、その思いを込めて一般質問いたします。なお、執行部の皆様には、市民に対して分かりやすい答弁をお願いいたします。

それでは、通告に基づき1つ目の質問に入りたいと思います。

集落活動センターの現状と課題についてということで、企画財政課長に伺っていきます。住民の声について、これ最初に、また再度同じ質問を前回の3月会議でもお伺いしましたが、いま一度確認をしたいということでお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

下川口地区の声をお答えさせていただきます。集楽活動センター下川口家では、設立以降、活動拠点の直販所がオープンし、夏には夕涼み会、秋には下川口地区の運動会などのイベントを開催するなど、地域内の方々の交流はもとより、下川口地区以外の方々とも交流できる場、交流できる機会ができたことから、地域の活性化、にぎわいづくりにもつながっており、今後も継続してほしいという声も多くあるとお聞きしております。下川口地区の振興に当たっては、集楽活動センター下川口家の果たす役割は大きく、なくてはならない存在であると考えておりますし、地域の方々も同じ考えであるというふうに思っております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) そういふふうな答弁でした。前回、3月会議でこの答弁を聞きまして、私もマイナス点というか、ネガティブな声はないというふうな話でしたので、そのときは私もそれは結構なことだと感じていました。ところが、実際に私が下川口の地域の方のお話を伺ったところ、課長の答弁のようによいところもたくさんあるのだろうとは思いますが、反面、下川口家の取組のことで困っているという方がいました。今回は、この困っていることについて伺っていきたいと思います。

地元商店の関係についてお伺いしますが、前回の課長の答弁では、下川口家で取り扱う商品は地元商店と競合しないようにしているということでありましたが、実際は地元商店で取り扱っている商品を下川口家でも販売されており、そのことで経営を圧迫しているとの声がありました。課長はこの話を御存じでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) 詳しいことは聞いておりません。3月会議におきまして、岡本議員からは同様の質問がありまして、そのときにも答弁させていただきましたが、下川口家の直販所で取り扱う商品、それと地元商店が取り扱う商品というのは、一定すみ分けがされておりまして、双方で良好な関係にあるものと認識しておりましたので、地元商店からそういう不満が出ているということは特にお聞きしておりません。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) そうですか。聞いてないということで、聞いてないということは、この状況を御存じないということで。

そもそも集落活動センターとは何なのか。ここで基本のところをおさらいしたいと思います。集落活動センターのポータルサイトに集落活動センターとはということで、このように掲載されています。その説明文を抜粋すると、集落活動センターとは地域住民の皆様が主体となって、地域外からの人材を受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて生活、福祉、産業、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組みです。住民の皆様の強い思いを実現するために、地域が抱える課題を解決する手段として、高知県では集落活動センターを核とした集落維持の仕組みづくりを推進しています、とのことあります。これが本当の集落活動センターの取組だと考えます。

このように、集落維持の仕組みづくりのための集落活動センターの取組のはずなのですが、この取組によって悪影響を受ける、生活が立ち行かなくなる方が出てくるとなると本末転倒で

はないかと考えます。今、下川口の取組により困っている住民がおられるということは、集落活動センターの取組として問題があると思うのですが、このあたり課長はどう思われますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

下川口家の取組自体については、特にすばらしい私は取組だというふうに思っておりまして、それほど問題視といいますか、この取組が間違っているということは全く思っておりません。

ただ、下川口家の直販所において、地区の商店と極力取り扱う商品が重ならないように、例えばティッシュペーパーやトイレットペーパー、あるいは洗剤等の日常生活雑貨の取扱いというのは下川口家では行っておりません。そういうことから、一定商品のすみ分けというのがされていると聞いていたわけなんですけれども、地元商店からそういった不満の声というのがあったことに対しましては、今後については下川口家役員とまた地元商店との話し合いによって、円滑に問題解決ができるよう取り組んでいきたいと思っておりますし、今後につきましては、これまで以上に地域住民の要望・声を聴きながら、下川口家と既存の商店とが共存できるように取り組んで、また、相乗効果によって双方が繁栄できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうですよ。今、この質問の中でといいますか、この質問によって商店の声とか地元の人々の声を聞いたということですので、今答弁されたとおり、一回ちゃんとお話を伺って、また皆さんで取り組んでいく中で様々な課題とか問題、いろんなことがこれからもどんどん出てくると思いますので、そこを地域が中心になって話をしていく。その取組を行政がバックアップしていくような取組をしていただけたらと思います。課長も一回、直接足を運んでいただいて、話を自分の耳で聞いていただけたらと思いますが、課長どうですか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 一回聞きたいと思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ぜひ早急な対応をよろしくお願いいたします。

次に、下ノ加江の集落活動センターの取組について移りたいと思います。計画段階で白紙になったという状況ですね。この白紙になった経緯について、いま一度お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

下川口家での経験、あるいはほかの市町村の集落活動センターでの先進事例を参考にしながら、下ノ加江地区での集落活動センター設立に向け、昨年7月に地域おこし協力隊員のほか、下ノ加江地区住民の中から事業計画策定委員という委員を5名選出をして、そのメンバーで住民の負担が少ない事業を基礎とした提案型の事業計画を作成した上で、区長への説明、あるいは地区住民との意見交換を行ってまいりましたが、事業計画策定委員の人選及び事業計画の内容、合意形成を図る前段で既に事業計画を策定していたことなどについて、一部地域から反発があったことから、本年3月に計画を白紙として、今後の進め方について現在検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） もう一回ちょっと確認します。提案型の事業計画というか、そういう話で、何でしたっけ、最初に事業の内容が決まった状態だというふうなニュアンスで聞こえたんですが、そこちょっともう一回。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） そのとおりで、本来であれば自分たちで話し合い、意見を出しあって事業計画をつくっていくという、積み上げていくというものを、先に事業計画の策定委員を決めて、委員の中で一部のメンバーの中で、先に事業計画をつくり上げたという、そういった順番といいますか、合意形成をする前に先に事業計画をつくり上げたことが白紙に戻した、一部の地域で反発があったということでございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） それはそれで問題になるかなと、聞いていたら分かるわけですが、そもそも提案型の事業であるにもかかわらず、先に計画がつくり上げられていたということが問題かなと改めて思いますね。

そうしたら、事業計画策定委員も含めて、先に計画をつくってしまって、それが反発を抱い

たという話だったと思うんですけど、事業計画策定委員の中から、この取組事業の推進に当たっての計画に反対意見が出ているように私聞いていまして、それはどういうことかという、課長が今言ったとおりなんです。それを本来ならば、やっぱり地域の意見を吸い上げてやるべきところを、ある計画が進んでいるというか、何ていうかな、目的に入っていったということで、策定委員の5名というのは各地域から推薦といたしますか、選ばれて出ている地元の方ですよね、地域の。策定委員の中からそういうふうな話があって、この問題が大きく表に出たというふうに認識といたしますか、聞いているんですけど、そのあたりは課長御存じですか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 5名の選出に当たりましては、区長さんから推薦をいただきまして、極力若いメンバーで策定委員を上げていただきたいという、若い熱のある方を推薦していただきまして、その中で下ノ加江地区に合った集落活動センターの姿といたしますか、そういうものをつくっていただいたと。あくまでもたたき台をつくっていただいたということやっただけですけど、地元では既に事業計画が出来上がっていたということが、先に出来上がっていたということで反発があったということでございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ちょっと話に食い違いがあるかなと思うんですけど、事業計画策定委員の方が会に出席して、行政側の人間が説明に来てこういうことをやりたいという話があって、それはちょっと地元が求めていることとは違うとか、地元にもっといい計画があるのに聞いてくれないとか、そういう話があったというふうに聞いております。ちょっと今話の内容といたしますか、現状の確認の内容が執行部と地元の人の声で違うように思いますので、またちょっと早めにですね、その辺りの食い違いはどういうふうなところがあるのか伺っていただけたらと思います。またよろしくをお願いします。

次、行きます。

課長にお伺いしますが、今までこの下ノ加江の質問、答弁いただいておりますけど、これやっぱり聞いていて、集落活動センターの計画としては問題があったのではと考えますが、課長はいかがでしょう。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 今まで答弁したと重複いたしますけれども、集落活動センターの設立については、今回の場合は住民負担が少ない事業を基本とした事業を提案するこ

とを念頭に取組を進めてきたわけなんですけれども、下ノ加江については地域おこし協力隊と、それと事業計画策定委員の一部のメンバーで事業を進めてきたということが反省点でありますので、今後につきましては地域住民の意見を集約した上で、そういう意見を聞きながら事業を進めていくよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。またよく話を聞いてやっていってください。行政主導ではなく、地域が主体となって取り組んでいけるよう、地域の課題や要望に沿って、その地域の背中を押していく事業となるように望みます。

最後に市長にお伺いいたします。今聞いているとおりのこのような状況だと思うんですけど、この取組の現状に対して、改めて市長の見解をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 岡本議員は下川口家に行ったことがありますか。答えなくても構いませんが、ありますか。私は地元ですので、本当に土日のたびに行っております。一生懸命皆さんが頑張っている姿を間近に見ております。今日の傍聴にも下川口家の方も来られておりますが、そういう姿を私は間近で見えておりますので、今後も全面的に支援していきたいというふうに思っておりますし、この集落活動センターの取組を推進する中では、やはり今課長も説明しましたが、地域住民の意見を聞く、合意形成を図る、こういうことはやっぱり前提ではあるわけですが、やはりたたき台とか素案のない会議というのはありませんので、一定そういう話も聞きながら、住民の皆さんと一緒に取り組むというのが一番重要であるというふうに考えております。

下川口地区、直販所がオープンして2年目を迎えております。収益増に向け、どう取り組んでいくのか、本当に各グループがみんなで知恵を出し合い、話合いながら必死に取り組んでおるところであります。直販所で出品する商品についても、地域の方々の要望を聞きながら、要望が多い商品を出品していると、そういうふうに聞いておりますが、先ほど来、出ております地元の商店から不満があると。そういう声には謙虚にやはり耳を傾けながら、下川口家の役員の方々と地元商店の皆さんとのやはり話合いをしっかりと持って、直販所と地元商店が共存共栄できる、またその相乗効果によって双方がさらに発展できる、それが下川口地域の発展につながるように、そういうふうに今後も話し合っていきたいと思っております。そういう意味で、今は下川口家だけですが、この取組が市内全体に広がっていくには、やはり先ほども言いましたが、地元の合意形成、これはもちろんのこと、事業計画なども地域の意見を聞きながら、



みんなで一緒になってつくり上げていく、みんなで一緒に汗をかいていく、それが一番大切でないかというふうに感じております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 答弁いただきありがとうございます。

冒頭、下川口に行ったことがあるのかということと言われてましたけど、最初から言っているとおり、下川口に行って商店の人の話を聞いたことをここでしゃべっていますので、何でそういうふうな話がこの段階で出るのかなと思いましたが。地元の合意形成なり、皆さんが一つになってやっていくのが、それは本当に当たり前の話で、その中でやっぱり地元の声を聞いていくと、あれれちょっと違うんじゃないかというところが私は感じています。ですので、そのあたり本当の集落活動センターの取組、これがですね、例えば集落活動センターという箱物といますか、そういった事業を維持するために販売をしなきゃいけない、売上げを上げなきゃいけない。そういうところに気持ちは何ていうの、ウエートが多くなって行って、小っちゃいそういった声、困っている人がいる、そういった声がないがしろになっているということがあれば、これは本当にいけないことだと、この取組としては駄目だと思いますので、そのあたりよく考えて、またこれから取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの質問は終わります。次に2つ目の光回線の整備事業についてということで、総務課長にお伺いいたします。この事業の概要についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） おはようございます。お答えいたします。

光ファイバー整備事業、正式名は土佐清水市情報通信基盤整備事業となっております。

土佐清水市では、平成20年度にADSL回線が未整備であった地区に公設民営方式で情報通信基盤整備を行い、平成21年度からサービス開始をしたところであります。

その後、平成24年度にNTT西日本が市街地、浦尻、グリーンハイツ、加久見をはじめ、三崎地区の一部に光ファイバー回線の整備を行い、その他の地区との情報通信の格差が生じておりましたことから、情報格差の解消による住民の利便性の向上や移住促進の観点などから、光ファイバー回線の整備がされていない地区に対して、光ファイバー回線による超高速ブロードバンド整備に向け、平成30年度から4か年計画で民設民営にて整備を行うNTT西日本に対して、高知県情報通信基盤整備事業費補助金と土佐清水市情報通信基盤整備事業費補助金を交付し、実施しているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

そうしたら次に、進捗状況についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

平成30年度に光ファイバー回線の整備を行う民間業者をプロポーザル方式によりNTT西日本を選定後、第1期として下ノ加江局舎の整備に着手し、令和元年10月より下ノ加江地区においてサービスを開始しており、第2期の以布利局舎と中浜局舎の整備につきましては、令和元年6月に着手し、大浜・中浜においては5月に、また、大岐・以布利においては6月よりサービスを開始しているところであります。

また、第3期となります下川口局舎と貝ノ川局舎につきましては、現在、高知県情報通信基盤整備事業費補助金の交付申請中であり、決定後、速やかに着手し、令和3年10月までのサービス開始を見込んでおり、第4期となります窪津局舎と足摺岬局舎につきましては、令和4年10月までのサービス開始を計画しているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

下ノ加江が最初であって、今年、中浜と以布利・大岐地区が5月、6月で開始されるということで、次に令和3年10月を目指して、下川口と貝ノ川、そしてその次が令和4年の10月で窪津と足摺岬ということでありましたが、この整備していく順番なんですけど、下ノ加江から始まって、中浜、以布利、下川口のほうに行って、最後に窪津、足摺岬ということになっていますが、この順番について市民から例えば足摺岬とかの観光地で人が多く来るところで、観光客がWi-Fiとか、そういったものを求めている、需要が多いのに、どうして後回しといいますかね、先にやってくれないんだという声もちらほら聞こえるわけですね。この辺り、順番についての声というのは、市民のほうからどのようなことを伺っていますか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） 市民のほうからは直接順番について、うちのほうに問合せは入ってないです。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） うちのほうというのは、総務課のほうということですね、分かりました。ちょっと話の中で観光商工課のほうには、何かそういう話があったということなので御存じかなと思いましたが、取りあえず今はいいです。

そうしたら、この順番についてどのように選定していったってこのような順番になっているのか。そのあたりをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、土佐清水市では平成20年度、既にNTT西日本がADSL回線を整備していた市街地や三崎、足摺岬を除く未整備地区に公設民営方式で情報通信基盤整備を行った後に、NTT西日本が市街地、浦尻、グリーンハイツ、加久見をはじめ、三崎地区の一部に光ファイバー回線の整備を行ったところであります。

光ファイバー整備に当たりましては、土佐清水市が置かれたネット環境を勘案した上で、関西ブロードバンドが公設民営で運営しておりますADSL回線の加入者数をはじめ、整備に伴う作業効率などを考慮した上で、NTT西日本と調整した上で整備を行っております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） これまでのネット環境を勘案した上で、NTT西日本と協議をして決めているということですね。分かりました。多分、現状それが全てだろうと思うので、この件に関してはこれ以上は追求はしません。

整備できない地区について、一応全域にやるべきものだと市民に対して考えてはいますが、どうしてもできない地区があるというふうな説明といたしますか、そういう声も伺っています。その辺り、どの辺りの地区が該当しているのかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

光ファイバー回線整備困難地域につきましては、局舎の整備を行わなければ確定しないところではありますが、現在、整備終了により整備困難地域として判断しております地域は、NTT西日本が局舎より距離が遠いことなどにより、光ファイバー回線を整備してもNTT西日本が

提供しているサービスと同等の速度や質が確保できないとの理由から、民設での整備を見送った立石、横道、戎町の一部、これは渡し場付近になります、斧積、上野、下益野の一部、これは落窪付近になります、となっております。

また、今後の整備に伴い変更となる可能性はありますが、同様の理由により光ファイバー回線整備困難と見込まれている地域は、坂井、有永、珠々玉、木ノ川となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 課長、すみません。地域名だけ、もう一回ちょっとゆっくりお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） もう一度言わせていただきます。

現在、1期工事として下ノ加江地区は終わりましたので、下ノ加江地区につきましては立石になります。あと、困難地域を申し上げていきます。三崎地区につきましては、光ファイバーが既に整備されていますので、その関係上整備が困難と判断しているのが、斧積、上野、下益野の一部となります。あと市街地地区の関係でいきますと、横道、戎町の一部となっていきます。あと、困難地域と見込まれる、これにつきましては今後変わる可能性はありますけれど、坂井、有永、珠々玉、木ノ川であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。まあ、あれですね、結構遠くの地区が難しいのかなと思っていましたが、割かし近隣といいますか、でも困難な地域があるようですね。それと局所より距離が遠いため、光回線としてのサービスの維持ができないということが理由のようではありますが、整備できない地区住民の声はどのように伺っていますか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

光ファイバー回線整備困難地域は、先ほど答弁いたしました立石を含め6地区となっております。

立石地区につきましては、昨年8月、光ファイバー回線の整備が困難であること、及び代替

策として携帯電話の通信回線を使用してインターネット回線に接続する小型の通信端末、モバイルルーターを購入する際に要する補助制度についての説明会を開催したところであります。

説明会においては、何とか独自に回線を整備することができないかとの意見が一部出されたものですが、整備費用や後年度負担を考慮したら、モバイルルーターの補助でやむを得ないと意見が出され、一定御理解はいただいたと思っております。

なお、他の地域での説明会開催については、関係区長とも協議しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、これまで見送っておりました。一定、落ち着いた状況となっておりますから、今後、改めて関係区長の御意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 立石については、そういった状況があって一定理解をいただいているということですね。執行部との話の中で、救済支援といいますか、光整備ができない代わりに、そういった携帯の電波を使つてのW i - F iを使うための端末、親機、端末の購入代金とかを整備する補助金を構えて、それに対応してもらおうよというふうな説明もしたということでしたが、立石の方にちょっとお話を伺ったところ、課長も言われてましたけど、まだ補助金に対する申請が来ていないということでしたよね。それ僕、何で補助金申請しないのかなと思って話を伺ったら、既に、今ネットを必要としていてネットを使っているユーザーの方というのは、もう光が来ていない段階でW i - F iルーターを使つてネットをやっておられている方がほとんどということで、新たに補助金があるからといって、W i - F iを新たに買い直すということはないということなんです。

すみません、これ市長に最後にお伺いしたいんですけど、こういうふうな経緯がありました。一応、その地域の方の要望といいますか、声を聞いたらですね、救済支援としての助成は出てはいますけど、それが使えない状況、もう既にあるので、にあつて、せっかく補助金構えてもらつて説明会の話のやり取りの中でも理解を示してはいるんですけども、なかなかじゃあ改善されているというか、気持ちの上でも生活の上でも前に進んでいないと。何も変わっていない状況があるということなんです。一応、光回線とW i - F iのスピードというのは断然違うという話を聞いていまして、光が来ない状況でW i - F iのルーターを使つてインターネットをしたとしても、なかなか例えばウェブ会議であつたり、Z o o mを使った会議とかになると資料が送れなかったりとか、光回線でも結構重くて止まるんですけど、そういった状況を見ると、本当にその地域の方は不便な思いをこれからしていかなければならないと考えています。

一応、その地域の声として、ルーター自体はあるので、そこから先の中継器、この補助まで補助の対象を広げていただければありがたいという声があります。このような声がありますが、市長どのような見解を示されますか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） モバイルルーターの補助に電波の中継器のような物を追加できないかという質問だったと思います。この土佐清水市情報通信機器購入費補助金は、光ファイバー回線の整備に当たり、NTT西日本が整備を見送った地区への支援策として創設した制度であります。既に総務課において、立石においては説明会を開催し、理解をいただいていると聞いておりますが、これから未整備、モバイルルーターを対象とした地域、これが出てくると予想されますので、今後そういう要望があれば、この補助対象に加えるように検討していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。対象に加えるように検討していただけるということなので、地域の住民も多少は気持ちが安らぐのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。それでは、この質問はこれで終わります。

次に、3つ目の新型コロナウイルスによる小・中学校への影響と課題について、こども未来課長にお伺いいたします。

市内の小・中学校への影響はどのようなものがありましたでしょうか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

昨日、弘田議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、このほどの新型コロナウイルス感染症への本市小・中学校の対応に伴う休校、再開につきましては、保護者に対しては、国の示す新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための方針により、感染の拡大を防止するための措置であるという趣旨を十分に御理解いただき、3月4日から24日までの21日間を臨時休校といたしました。この間も人が密集する場所等への外出を避けるなど、基本的に自宅で過ごすことや、せきエチケット、手洗いなどの感染予防対策を実践するよう、家庭での諸注意について周知し、児童生徒に対しては家庭学習、生活指導を行いました。

休校中は、感染予防の配慮を行いながら学級担任が家庭訪問や電話で児童生徒の家庭学習の様子、生活習慣の把握に努めてまいりました。

4月下旬には清水高校など県立学校へ、5月11日から22日まで臨時休業を延長する旨の通知があり、幡多管内の教育長とも連携を取る中で、本市での感染者確認状況を踏まえ罹患者が出ていないことを勘案し、5月11日から学校を再開したところです。

なお、感染防止のため毎日の家庭での検温、登校時の体温チェックを実施し、3密をつくらないうちに、授業中、休み時間、昼食時等の感染防止マニュアルを学校ごとに保護者へ対してお示ししながら、安心して学校へ送り出していただくよう感染対策を徹底しております。

学校関連行事等につきましては、延期や中止の判断を迫られる中、卒業式は3月20日と24日に、時間短縮等、規模を縮小しつつ感染予防を徹底しながら執り行いました。今年度の行事につきましては、清水小学校、三崎小学校の運動会が5月から9月以降に延期、市内全校一斉の水泳記録大会は中止となり、中学校体育連盟主催の幡多地区予選は中止となりましたが、県総体は日帰りでの参加ではありますが、開催が決定いたしました。

また、修学旅行につきましては、市内の清水小学校以外の5校連合で6月の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策により、今年の10月に実施する予定となっております。清水小学校、清水中学校につきましては、例年どおりの9月から11月にかけて計画をしており、現段階では変更はありませんが、今後の感染状況を注視しながら各行事を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） やっぱりかなりの影響がありましたよね。臨時休校とか家庭学習で、その間、感染対策としてマニュアルを作って、あと行事も延期や中止になっているということで、本当に特に今、小学校6年生の子供たちとか中学校3年生の子供たちというのは、もう小学校の期間、中学校の期間が終わりますのでね、そういった行事がなくなってしまったということは本当に残念な状況で、すごく影響があったんだなと思っています。

次にですね、休校されていますので、その分授業がなされていないということで、授業の遅れについて非常に心配しています。この遅れについて、どのように考えているかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

学びの保障につきましては、校長会等で各校の学習の進捗状況、今後の進め方等検討する中で、1学期を7月31日までとし、夏休みを挟み、2学期開始を8月24日とすることで、こ

れまでの休校中の家庭学習も含め、全学年にこの日数を充てることで学習の遅れを取り戻せるものと考え、校長会の結果をもって定例教育委員会へ諮り、決定いたしました。

また、国は第2次補正予算措置として、新型コロナウイルスによる休校で生じた学習の遅れを取り戻し、児童生徒の学びの保障を支援するため、教員3,100人を追加するための関連予算を310億円計上いたしました。これを受け、県教委より、小6と中3の学年を少人数学級編成するための取組を実施する事務連絡がありました。

この加配の条件といたしましては、義務標準法で36人以上の学級を有する学校の小6と中3を対象に配置するもので、本市では清水小学校6年生が39名、中学校3年生が38名ですので、この2校にそれぞれ今年度末まで教員が追加配置されております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

すみません、1学期の終了は7月何日までやったですかね。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） 1学期は7月31日までとしまして、通常より10日ほど遅らせております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 10日遅らせて、今度2学期の始まりを前倒しして、その分日数を稼ぐといいですかね、授業に充てているということで。そのような取組で授業の遅れといいですか、それが解消されていけばいいのかなと思っていますので、ぜひお願いいたします。

あと加配教員については、36人以上のクラスということで、清水では清水小学校と中学校の6年と3年生に加配教員が充てられるということですね。ありがとうございます。

あと次行きます。アフターコロナの取組について、例えば予防策など、どのように考えているのかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

アフターコロナの感染予防策につきましては、これまでも市内小中学校へマスクの配布、非



接触型体温計・消毒液の購入、各学校内での感染防止のため家庭での検温、登校時の体温チェックを実施し、3密をつくらないために、授業中、休み時間、昼食や部活動などのマニュアルを学校ごとに作成し、保護者に対しては具体的に学校でどのような対策を取っているかをお示ししながら安心して学校へ送り出していただくよう、感染対策の周知と感染予防の徹底をしております。

また、新型コロナウイルス感染症と共存し生活していくには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要であると考えております。

具体的には、新しい生活様式の実践例の中の具体的生活様式として、小まめに手洗い・手指消毒、せきエチケットの徹底、小まめに換気、身体的距離を確保すること、3密の回避、毎朝の体温測定、健康チェック、発熱または風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養するということを実践しております。

さらに、これからの時期は、夏に向け気温の上昇等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、今、議員も着けておられます、私も着けておりますが、このフェイスシールドを全児童生徒に配付し、これを着用する場合にはマスクを外すなど、熱中症対策にも配慮をしてみたいと考えております。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなど配慮を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

コロナの感染リスクはゼロにならないだろうということで、新しい生活様式にのっとなって取り組んでいくということですかね。これをやるということで、同じ物ですか、子供用の。結構、何か、見えるのかなと思いますけど。またそのあたりもやりながら検討していただければと思います。

そうしたら次に行きます。

学校が臨時休業になっている間、子供たちは学校から出された宿題をやっていたりとか、外に出るなどということだったので、家の中でずっとこもって時間を費やしていたわけですが、宿題やっていく中で問題が分からなかったりとか解き方が分からなかったり、困って行き詰まっているというか、学習が止まってしまう時間もやっぱり結構あったりして、そんなときに電話

でもできるかも分からないですけど、先生とオンラインでつながって授業を受けたり、質問とか話ができるような環境があれば本当に助かるなと思っていました。あと学校の先生の目の届かないところで一人黙々と、そういった学習をしなければならない状況というのが本当にかわいそうでした。せめて話ができないまでも先生と顔がつながっているとか、話できると思うんですけど、そういった状況ができたらなというのがすごくあって、私の娘は幡陽小学校なんですけど、幡陽小学校で本当にPTA会長とですね、自分たちでタブレットとか端末を買ってやっていかなきゃ、コロナの休校というのがそのときはいつまで続くか分からないぞということがあって、本当に子供たちがかわいそうでしたので自分たちPTAで構えようかという話まで出たんですね。ですけど、そのうち臨時休校が解除されましたので、ちょっと様子を見ようかという話になったところだったんですけど、このオンライン授業ができないかどうか、この辺りをどう考えていますか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

議員御提言のオンライン授業が実際に本市では可能かどうかとの御質問ですが、光回線やネット環境の整備が整っていない家庭については、すぐには難しい場合もありますが、オンライン授業は可能と考えております。

これからのネット時代を生き抜く子供たちを育成するために、全国の学校現場では、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備が当初の計画から前倒しとなり、進められております。こども未来課といたしましては、今回のコロナウイルス感染症のみならず、自然災害の発生等による学校の臨時休校の緊急時においても、学校と児童生徒のやり取りが円滑にできるオンラインを活用した遠隔学習に対応した設備を整備することが必要と考えております。

そのためにZoomビデオコミュニケーション、Google Meetのような無料ウェブ会議サービスなど、児童生徒にとってなじみやすいものを検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

オンライン授業は本市でも可能であるという考えということで、ちょっと明るい答弁が聞けてよかったです。

そうしたら、そうなってくると、先ほどの光回線の整備の質問でもお伺いしましたが、まだ途中まで光回線が整備されていない状況もあったり、整備されたとしてもインターネットを引いていない御家庭も出てくるのではないかと思うんですけど、そういったネット環境がない家庭への対応はどのように考えていますか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルスの影響により、携帯電話会社のNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク各社は、25歳以下の利用者を対象に無償で50ギガバイトの追加サービスを実施し、現在もなお、このサービスの期間は延長されているところです。今後、第2波が到来した場合も、同様あるいは別の形でサービスが期待できると思われまます。その際には、保護者のスマートフォンをルーター代わりとして利用し、学校で教職員の授業を撮影し、オンラインで児童生徒に配信することで授業を受けることができます。

このオンライン授業を実施するためには、幾つかの保護者の協力が必要となります。

1点目は、携帯会社の窓口で保護者のスマートフォンをお子さんが共同利用する旨の条件をつけた上で手続を行う必要があります。

2点目は、画面サイズの小さいスマートフォンから大きなテレビ等の画面に画像を取り込むためのアダプタを購入していただくというものになります。

当課では、せんだって市内小中学校に通っている児童生徒の家庭に対して、ネット環境等についてのアンケート調査を実施いたしました。アンケート結果については、無制限のネット環境にある御家庭が、小学校では55%、中学校で60%、タブレットもしくはパソコンのある御家庭が、小中ともに70%との結果となっております。

この結果を踏まえ、できる限りオンライン授業実施に向けて保護者からの協力を受けたいと考えておりますが、保護者が仕事等の都合により家庭でスマートフォンを使用できない場合には、授業を撮影したDVDの配付を考えております。

以上の対応により、1人の児童生徒も取り残さず、切れ目のない教育の保障に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

この前アンケートを取られたということで、ネット環境が整っているといいですか、引いて

いるのが小学校が55%で中学校が60%。タブレット、パソコンがある御家庭が70%で、大体40%から30%がそういう環境にないというところで、まだまだちょっと大変だなとは思いますが、最悪そういったものが整わない家庭はDVDを見て学習できるようなことも考えているということで、1人も漏れなく何とか学習できる状況は考えているということではなかったとは思っています。

そうしたら、ちょっと時間もなくなっていましたので、最後に教育長にお伺いいたします。コロナの第2波が来るという話も結構ありまして、第2波に備えてオンライン授業ができるような状況であったりとか、第2波が来たときに困らないような状況を早急に整備していただきたいと思うんですが、そのあたり教育長のお考えをお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

これまでの課長答弁でも申しました、ネット環境の整備及びオンライン授業等の実施につきましては、教育内容の精選や実践のための検討などを行い、今後は実際に家庭への試験的オンライン授業を積み重ねて、円滑なオンライン授業への移行改善等に取り組むとともに、保護者の皆様にも御理解と御協力をいただけるよう業務を進めてまいりたいと考えております。

ただ、端末も答弁にもありましたように、前倒しで全児童生徒に端末を購入する形になっておりますが、これ県の一括での入札になっておりまして、ちょっとこれ時間的なことが本市で意図的につくれないもので、それを待つしかないという状況もあるにはあるんですが、状況が整い次第、そういったものに取り組んでいって、いち早く準備をしていきたいという気持ちはあるんですが、何せ機材がそろわないことには、予算も限られていることもありますので、それを前倒し前倒しで早い段階からやっていって、とにかく備えたいと。2波に間に合うのか、間に合わないのかというところは、ちょっとそういった予算措置のこともありますので、そういった形になりますが、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

そうしたら、ちょっと時間がなくなりましたので、これで私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ただいま、市長から議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）」につ

いて」及び議案第49号「財産の取得について」の議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第48号及び第49号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び第49号を議題とすることに決しました。

議案第48号及び第49号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました議案第48号及び議案第49号について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」は、今6月会議初日の提案理由説明の中でも申し上げましたが、6月12日、国において第2次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2兆円上乗せされることとなりました。

近日中に国より本市への配分額について通知があると思われませんが、市といたしましては、新型コロナウイルス感染症関連で早急に対応が必要となる施策を1日でも早く講じることで、市民の皆様や市内の各事業者に対する支援等につなげていくため、補正予算案を作成いたしましたので、本日提案するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額及び詳細な内容が明らかになれば、再度7月会議を開催して経済対策を中心とした補正予算を提案したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案第49号「財産の取得について」は、救助工作車Ⅱ型及び救助用資機材の購入に際し、予定価格が2,000万円以上の財産の取得となることから、議会の議決を求めるものであります。

さて、5月会議の提案理由説明の中で、国の本年度第1次補正予算成立後、新型コロナウイルス感染症関連の各種制度等の内容について、詳しく紹介させていただきましたが、第2次補正予算では、補正予算としては過去最大の歳出総額3兆9,114億円が予算化されておしま

す。

その中で、拡充及び新たに創設された主な制度・施策のほか、社会保険料や固定資産税の減免について、できるだけ丁寧に紹介させていただきます。

まず、家賃支援給付金制度であります。

この給付金制度は、5月の緊急事態宣言が延長されたことなどを踏まえ、売上の急減に直面する事業者の方々に対して、さらに一層の下支えを行うため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者等へ家賃支援給付金を支給するものです。今回、2兆242億円の予算が組まれております。

給付対象者としましては、中小企業や個人事業主等で、本年5月から12月において、いずれかの1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している、または連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少している場合に対象となります。

給付額は、申請時において直近で支払った月額家賃の3分の2の6倍、つまり半年分となります。

店舗数が1つであれば、中小企業の場合は給付率が3分の2、上限月額が50万円、個人事業主の場合は給付率が3分の2、上限月額25万円となります。店舗数が2つ以上となる場合は給付率や上限月額について、例外措置が設けられております。

具体的な申請方法や給付時期等に関する詳細について、今のところ経済産業省より公表されておりませんが、申請に当たっては、賃貸借契約書の写しや直近3か月分の領収書、または銀行の振込明細書といった家賃の支払いが確認できるもの、減収が証明できるもの等が必要になるようであります。

また、この給付金については、6か月分が分割ではなく一括で給付され、申請後には不動産の所有者やオーナーにも申請があったことが通知されるとのことであります。

申請受付・支給の時期は、恐らく7月以降になる見通しのようであります。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金制度であります。

この給付金制度は、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯が子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給するものです。これに係る経費については、本日御提案申し上げました補正予算案に計上しております。

支給対象者としましては、1、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方。2、遺族年金や障害年金といった公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方。3、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方となります。

給付の中身は、大きく分けまして基本給付と追加給付があります。

まず、基本給付は、先ほどの1から3のいずれの場合も1世帯5万円、第二子以降1人につき3万円が給付されます。追加給付は、先ほどの1または2に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方の場合は1世帯5万円が追加で給付されます。

支給の手法方法としましては、1に該当する方の場合、基本給付は申請不要となり8月頃に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みいたします。追加給付は申請が必要となり、収入が減少していることなどの申請内容を確認した上で可能な限り速やかに振り込みいたします。また、2に該当する方の場合、基本給付・追加給付ともに申請が必要で、3に該当する方の場合は基本給付の申請が必要となります。

なお、申請書の提出先は市役所福祉事務所となりますので、窓口へ直接、または郵送で御提出ください。

次に、第1次補正予算で計上されていたものの中で、今回の第2次補正予算で拡充されたもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金以外で主なものとして2つ挙げさせていただきます。

1つ目は、持続化給付金制度であります。以前も申し上げましたが、この制度は新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年度同月比で50%以上減少している法人企業やフリーランスを含む個人事業者を対象に、法人は200万円、個人事業者は100万円をそれぞれ上限に申請に基づき給付されるものであります。

対象業種は、農業や漁業、製造業、飲食業、小売業など大変幅広い業種となっております。

第1次補正予算では2兆3,176億円が予算化され、第2次補正予算では1兆9,400億円が追加されております。

また、支給対象も当初から拡大されておまして、本年1月から3月に創業した新興企業に対しても、新型コロナウイルスの感染拡大後の任意の一月の事業収入が、1月から3月の平均と比べて50%以上減少している場合は最大200万円が給付されることとなったほか、フリーランスを含む個人事業主は、当初は主な収入を事業所得として確定申告している場合しか申請できませんでしたが、雑所得や給与所得で申告している場合であっても業務の委託先が発行した支払い調書などが確認できれば最大100万円が給付されることで受給要件についても緩和されております。

申請方法につきましては、経済産業省の持続化給付金事務局ホームページからウェブ申請を行うこととなっておりますが、申請方法等が分かりにくいという方に対しましては、5月28日より、土佐清水商工会議所2階に持続化給付金に関する申請支援相談窓口が開設されて

おります。

なお、この窓口は完全事前予約制となっておりますので、ウェブまたは電話で事前に予約をしていただくこととなります。

支給対象となる方で、まだ申請をされていない方は、申請期間が令和3年1月15日までとなっておりますので、申請漏れがないよう、お早めに相談に行ってみてください。

2つ目は、雇用調整助成金制度であります。

この制度につきましては、皆様も御承知のとおり、これまで紆余曲折があり非常に分かりにくい、また、多くの経営者からは金額が少ないという声が上がっておりました。

そういったことを踏まえて、今回、発表された改定では、今まで物足りないと思われていたところにメスを入れた形となっております。

具体的には、緊急対応期間が4月1日から6月30日までであったものが9月30日まで延長されており、上限が日額8,330円から日額1万5,000円にアップし、中小企業の助成率を100%としています。さらには、既に申請した、または受給した会社であっても遡って支給されることとなっております。なお、この際の手続は不要でハローワーク等が計算した上で、差額分が7月以降に順次支払われることとなっております。

このように改定はされましたが、この雇用調整助成金については会社が従業員に支払う休業手当は先払いになることや、国から助成金が入金されるのが遅いこと、申請手続に当たって用語等が難しく大変であること、帳簿・タイムカード等が不備である会社が多いといった理由等により、これまで申請件数があまり伸びていない状況があります。

このため、今回新たに新型コロナ対応休業支援金制度が創設されております。

この制度は、令和2年4月1日から9月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられたにもかかわらず、休業手当を受け取れていない中小企業の社員、契約社員、パート、アルバイト等の従業員に対し、休業前の賃金の80%を休業実績に応じて月額33万円を上限に国が直接従業員に支払うものです。

申請方法等については、今のところ詳細が判明しておりませんが、7月以降、申請受付が始まり、会社から休業証明書を発行していただいた上で、申請者本人がオンライン申請することが基本となるようであります。

また、申請後、2週間程度で国から申請者に支給されることとなります。

続きまして、社会保険料の減免についてであります。

まず、国民健康保険税の減免についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯に対しては国保税の減免制度があります。ただし、事業収入や給与収入、不動産収入といった収入の種類ごとに見た令和2年の収入のい



ずれかが令和元年の収入と比べて30%以上減少する見込みであること等の要件を満たす必要があります。

どれだけ免除されるのかについて、分かりやすい例で申しますと、世帯主のみに収入がある場合、令和元年の合計所得金額が300万円以下の場合は100%免除されます。300万円以上400万円以下の場合は80%、400万円以上550万円以下の場合は60%、550万円以上750万円以下の場合は40%、750万円以上1,000万円以下の場合は20%が減免されることとなります。

減免の対象となる国保税は、今6月会議で提案している条例改正案の議決をいただくことが前提となりますが、令和元年度分及び令和2年度分の国保税で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとなります。

つまり、令和2年2月分が既に納付済みであれば還付することとなります。これに係る経費につきましては、今6月会議で提案している補正予算案の中に計上しております。

申請窓口は税務課で、申請に当たって必要となるものは、令和元年分の確定申告書の控え、または源泉徴収票、それから令和2年の売上台帳、預金通帳等の収入が確認できるものであり、申請時に令和2年に想定される収入見込金額を記入していただくこととなります。

後期高齢者医療保険料につきましても、対象となる要件や減免割合等は国保税とほぼ同じ内容で減免制度があり、こちらの申請窓口は市民課となります。

次に、介護保険料の減免についてであります。こちらも要件となる減収割合等は国保税や後期高齢者医療保険料とほぼ同じであります。同一世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者が対象となることや減免の割合等が少し異なります。

減免の対象となる保険料額は、第1号被保険者の保険料額に、主たる生計維持者の事業収入等のいずれか減少した収入が令和元年の合計所得金額に占める割合を乗じたものになります。減免の割合については、令和元年の合計所得金額が200万円以下の場合は100%、200万円を超える場合は80%となり、この減免割合に減免対象保険料を乗じたものが減免額となります。介護保険料の減免申請の窓口は健康推進課となります。

最後に、固定資産税の減免についてであります。

個人事業主や法人で一定規模の中小事業者等が該当となります。減免といいましても、こちらは1年先の話、つまり令和3年度の固定資産税がゼロまたは2分の1となるということになります。なお、令和2年度の固定資産税については、5月会議でも申し上げましたが、コロナ特例の徴収猶予制度がありますので、その制度を御利用してください。

令和3年度分はゼロか2分の1に減免されるという制度ですが、全ての固定資産税が対象と

なるわけではありません。例えば、自宅兼店舗の物件の場合、土地の部分の固定資産税は対象となりません。対象となるのは機械設備等の償却資産及び建物の事業用部分となります。居宅用部分は対象となりませんので、面積按分されることとなります。

売上要件としましては、50%以上売上げが減少している場合はゼロ。つまり全額免除となり、30%以上50%未満売上げが減少している場合は2分の1が免除されることとなります。それでは、いつの売上げを見るのかと申しますと、令和2年2月から10月のうちの任意の連続する3か月の期間の事業収入が前年同期間と比べて、どれだけ減っているかということとなります。

申請方法としましては、まず、税理士や会計士といった全国で3万5,000程度存在する認定経営革新等支援機関等に依頼して、中小事業者等であることや事業収入の減少、特例対象家屋の居住用・事業用割合について確認していただき、確認書を発行していただく必要があります。この確認書をもって税務課で減免申請の手続きを行っていただくこととなります。

ただ、この申請期間が令和3年1月1日から1月31日までと、僅か1か月間しかありません。このため、年明けから手続きを開始するようであれば間に合わないことも想定されますので、今年中に準備をしていただいたほうがよいかと思われます。

こういった各種制度の要件に該当しているにもかかわらず、申請しないことは大変もったいないこととなりますので、資金繰りの厳しい事業者の皆様には抜きなく利用していただけるよう、今後、市といたしましても広報紙やホームページ等で周知徹底に努めてまいります。議員の皆様におかれましても、ぜひ、市民の皆様にお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから議案第48号及び第49号に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第48号及び第49号に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) 議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金、感染症拡大防止対策補助金50万円は、新型コロナウイルス感染防止対策として、幼稚園に消毒液やマスク、空気清浄機などを購入・配備し、徹底した衛生管理を行い、園児が安心して登園できる環境を整えるものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されます。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

3目母子福祉費には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている独り親世帯を支援するため、児童扶養手当受給世帯等に対し給付金を支給する予算を計上しております。10節需用費には、給付事務に必要な事務用品代として11万2,000円、11節役務費には案内通知等の送料及び給付金の振込手数料として3万9,000円を計上し、12節委託料26万3,000円は、本給付金の支給要件の判定など、給付事務を適切に行うためのシステム導入費を計上しております。18節負担金、補助及び交付金には本給付金の対象となる世帯に対し、1世帯当たり5万円、第二子以降は1人につき3万円の追加給付に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が大きく減少した世帯には、さらに5万円を上乗せする給付金として計959万円を計上しております。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されます。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

6款1項3目観光振興費、18節負担金、補助及び交付金2,374万3,000円のうち、観光客誘客促進事業補助金1,058万円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市の観光宿泊業が大きく落ち込んでいることから、新たな顧客獲得のため宿泊料を1人5,000円割引するキャンペーンを実施する費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

同じく18節負担金、補助及び交付金2,374万3,000円のうち、幡多広域観光協議会運営費負担金1,316万3,000円は、新型コロナウイルス関連事業として幡多管内の6か市町村が連携して実施するクーポン券発行事業に係る本市分の負担金を計上するもので、幡多管内の宿泊施設に宿泊した際に、幡多管内の飲食店等で利用できるクーポン券を1人5,000円分付与するというものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書4ページを御参照願います。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金につきましては、歳出予算の財源として計上するものであります。

18款1項3目1節財政調整基金繰入金2,359万4,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足額について基金から繰り入れるものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,661万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は124億805万9,000円となります。

以上で、議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第49号「財産の取得について」、説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） 今会議に追加議案として御提案申し上げました案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

議案第49号「財産の取得について」、議案つづり2ページをお願いします。

本議案につきましては、救助工作車Ⅱ型及び救助用資機材の財産購入について、去る6月4日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定いたしました。契約金額1億1,841万4,460円で株式会社藤島、代表取締役藤島正守氏と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で議案に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位をお願いいたします。議案第48号及び第49号は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、この点十分お含みおきの上、質疑なされますよう特にお願いをいたします。

議案第48号及び議案第49号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市長提出、議案第34号から議案第49号までの議案16件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は24日午前9時から、総務文教常任委員会は25日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分から、それぞれ開催いたします。各委員会は、6月30日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月30日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 0時15分 散 会